

第11回教育委員会会議

1 日時 令和元年5月28日 火曜日 午後3時30分～午後5時

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
多田 勝哉	教育次長
花田 公絵	旭区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
水口 裕輝	指導部長
藤巻 幸嗣	教務部長
飯田 明子	学校力支援担当部長
渡瀬 剛行	学校教育推進担当部長
樽本 康隆	教育活動支援担当課長
弘元 介	初等教育担当課長
盛岡 栄市	中学校教育担当課長
山本 義彦	首席指導主事
比嘉 直子	大学連携企画担当課長
松井 良浩	教職員服務・監察担当課長
川本 祥生	政策推進担当部長
松浦 令	教育政策課長

橋本 洋祐 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

議案第43号 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則案

議案第44号 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について

報告第15号 本市のいじめ事案の現状について

報告第16号 平成30年度争訟事務の委任に係る報告について

協議題第20号 大学連携における教育センターの機能強化について

議案第45号 職員の人事について

議案第46号 職員の人事について

なお、報告第16号、協議題第20号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第45号、46号、報告15号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第43号「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則案」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

改正の理由について、本市においては平成26年より執行機関の附属機関に関する条例に基づき、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置し、本規則において同委員会の組織及び運営に関し規定した上で、採択地区については1採択地区で教科用図書の選定を行ってきた。

この度、令和2年度使用教科用図書の採択においては、平成31年2月21日に大阪府教育委員会会議が開かれ、大阪市立小中学校で使う教科書の採択地区については、より学校現

場の実情に応じた教科書採択を進めることなどを理由とし、4採択地区に分けて選定を行うことが決定されている。

そのため地区ごとに、より専門的な調査研究を推進するとともに、効率的な意見集約を行っていく必要性が生じたことから、新たに採択地区ごとに地区調査会等を設置するため、規則の一部を改正するものである。なお、施行期日は公布の日としている。

規則改正案については、現行では調査員という項目で第6条を規定しているが、改正案では第6条を調査会という項目に改めている。

調査会については、第1項、選定委員会は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条の規定に基づき設定されている採択地区ごとに地区調査会及び専門調査会を、そして学校ごとに学校調査会を置く。

第2項、地区調査会は、教育長が指名する区担当教育次長及び指導主事で組織する。

第3項、専門調査会及び学校調査会は、委員長が指名する学校の校長及び教員で組織する。

第4項、地区調査会に代表を置き、当該地区調査会に属する区担当教育次長をもって充てる。

第5項、地区調査会は、専門調査会及び学校調査会の調査結果を取りまとめ、その結果を選定委員会に報告する者とする。

第6項、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、地区調査会、専門調査会及び学校調査会の構成員となることができない。

第7項、調査会の構成員の任期は、調査会が設置された日から諮問にかかる教科用図書が採択されるまでとする。

第8項、調査会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。としている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 地区調査会ではどんな形で審議されて教科書の選定が行われるのかということと、区担当教育次長は地区調査会の代表としてどういう役割があるのかについて教えてください。

【弘元初等教育担当課長】 地区ごとに地区調査会を置きますが、その下に全ての学校で学校調査を行います。そして、地区ごとに教科等に専門的な知識を有する校長及び教員

で専門調査会をつくっておりますが、学校調査会、そして専門調査会、これらの調査結果を地区ごとにまとめるのが地区調査会の役割です。そして、区担当教育次長はその地区調査会の代表として、学校調査会及び専門調査会の調査を取りまとめる立場というふうになっております。その地区ごとの地区調査会から選定委員会のほうに報告をするというような仕組みになっております。

【森末委員】 取りまとめるということが具体的にどういうことなのか、説明できればお願いします。

【弘元初等教育担当課長】 学校調査会と専門調査会というのは並行して行ってまいりますが、やはり学校現場の声をしっかりと受けとめるということで、専門調査会の中に学校調査会の結果を踏まえながら、専門的な調査を行います。そういった学校調査と専門調査の整合性でありますとか、その地区の状況、子供たちの状況、地区の状況に応じた調査になっているかというような、調査がきちっと行われているかといったものを地区調査会でしっかりと把握して報告するということになっています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第44号「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和2年度使用小学校教科用図書については、全ての教科書について新たに採択を行う必要がある。また、本市においては、4地区で採択を行うので、教科用図書採択にあたり、選定委員会から教育委員会へ4つの答申が出てくることになる。

諮問や答申の観点は、これまで採択した際の改善点や考慮した点を十分に踏襲している。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会においては、教育基本法、学習指導要領、大阪市教育振興基本計画等に示された基本的な目標に基づいて調査研究をおこなうとともに、各教科用図書の特に優れている点や特に工夫、配慮を要する点を明確にし、採択権者が十分な審議を行えるよう、それぞれの地区ごとにふさわしい教科用図書について報告するなど、採択権者である教育委員会の判断に資する答申となるよう努めることと示している。

本日ご承認いただければ、速やかに選定委員会に諮問したい。

なお、答申資料については、選定委員会が教科用図書ごとに特に優れている点や特に工

夫、配慮を要する点を明確にすることに加え、総評欄を設ける等、昨年度の改善点や考慮した点を十分に踏襲して作成したいと考えている。

また、区役所や図書館にご協力いただき設置する各教科書展示会場において、昨年度同様に市民や保護者、学校協議会委員から御意見や御感想をいただくためにアンケートを実施する。その際に記入していただくアンケートの取扱いについては、今年度の採択においても教科用図書採択における公正確保を徹底し、昨年度の採択した際の改善点、あるいは考慮した点を十分に踏襲して、来場者の感想等としてアンケートが決め手となるといった誤解を招くことのないようにする。

今年度も市民や関係者の理解を得られるよう、教育委員会の判断と責任において公正かつ適正な教科用図書採択に努めてまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【山本教育長】 大きく学習指導要領の変更があると思いますが、そのあたりについては今後の選定に当たって、教育委員会のほうから何らかアドバイスをしていくということについて考えがあれば説明をお願いします。

【水口指導部長】 今回の学習指導要領につきましては、やはり子ども視点というところがすごく言われている部分もありますし、授業改革、主体的・対話的で深い学びをしていく、そのための教科書を選んでいくということについては、選定委員会のほうでも事務局のほうからそれをしっかり吟味をして、選定してほしいということについてお伝えはする予定にしております。選定委員会から各地区調査会にもその話が伝わるような形では取り組みをさせていただいて、今までこうだからこの教科書というのではなくて、やはりもう一度新たな学習指導要領に基づいて、どの教科書が子供にとって良いのかというような観点を十分に踏まえて、教科書選定を行っていくようにというような形については、学校調査会でも地区調査会でもさせていただくということを伝えていく予定です。

【山本教育長】 各学校なり各地区での議論を制約するとか、そういう意図は全くないのですけれども、やはり大きな変革ですから、そこのあたりの問題意識を持った、十分深い議論を各段階でやっていただいたその答えをまた我々に聞かせていただいて、我々としてもそれをまた参考にして議論させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【森末委員】 それぞれの地区ごとにふさわしい教科書を報告するということが、

先ほどの地区調査会から上がってくる調査結果に基づいて、この教科書がこの地区で特色的になぜ良いのかということが吟味できるような形にさせていただくようお願いします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第15号「本市のいじめ事案の現状について」を上程。

渡瀬学校教育推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、いじめ対策チームについて説明する。平成28年の本市のいじめ事案に係る第三者調査委員会の調査報告書において、指導部や関係機関のそれぞれが保護者から話を聞く対応をしていたが、それを共有する視点、一堂に集まって確認する視点がなかったとの指摘や、教育や心理、保育などの研究者や法曹関係者、子どもの問題に詳しい者が子どもや保護者からの相談を常時受け付け、学校と異なる第三者的な立場から関係調整や是正を行う制度を検討すべきであるという提言を受けた。

その提言に基づき、教育委員会事務局指導部を初め、本市のいじめ問題に関係する施策等の代表者で構成する、いじめ対策委員会を平成30年4月に立ち上げた。その会議で共有したいじめ事案の中で、学校だけでは解決が難しい事案に対して、いじめ対策委員会に所属するそれぞれの機関のメンバーの中から、その事案に応じたメンバーを選出し、いじめ対策チームとして派遣し、その対応に当たり早期解決を図るものである。

そのいじめ対策チームについては、教育委員会直轄のチームとなっている。昨年度に派遣した1年分の派遣について報告する。

なお、現在、いじめ対策委員会会議は、毎月第2、第4水曜日に実施し、指導部だけでなくこども相談センターや弁護士、臨床心理士、SSWのスーパーバイザーにも参加していただき、各組織で共有しているいじめ事案について共有を図っている。

30年度は、小学校11校、中学校18校、高等学校5校の事案の共有を図った。そのうち学校だけで解決が困難な事案として、小学校1校2回、中学校1校1回の計3回、いずれも臨床心理士をいじめ対策チームとして派遣し、早期解決できている。

次に大阪市版スクールロイヤーについて説明する。これまで第三者専門家チームとして、さまざまな専門家を派遣し、学校に対して助言を行ってきた。とりわけ学校からのニーズが高い弁護士については、本年度より体制を充実させ、大阪市版スクールロイヤーとして、弁護士以外の専門家と連携しながら、学校支援に当たるよう運用しており、既に8名のス

クールロイヤーと1名のスーパーバイザーを決定し、中学校の校長会8ブロックを基本に、各ブロック担当の弁護士を決め、活動をスタートしている。この間に既に保護者対応に係る法的助言のために学校への派遣が2件あった。また、対応だけでなく、未然防止や教員の法的対応力向上のための研修会の講師としての依頼も数件入ってきているところである。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

続いて、大阪市立中学校生徒のいじめ申し立てに関する調査経過について報告する。

この事案は平成28年度に中学校で起こった事案である。当時の教育委員会に諮り、本市の、執行機関の附属機関に関する条例に基づき、いわゆる第三者委員会を平成29年6月30日に設置をして調査を実施しており、令和元年の6月18日に教育委員会に対して調査の結果の報告が予定されている。

事案の概要については、被害生徒である生徒が1年生のとき、同じ部活動の同級生からたたかれたり蹴られたりする暴力行為を受け、2学期以降不登校となった事案である。報告書においては、本件はいじめを行っていたとの事実が認定されている。

経過については、本生徒の保護者からの要望により、平成29年6月30日に第三者委員会を発足した。以降、平成30年7月17日まで合計22回の委員会を開催し、調査を行っている。

次に、調査報告書の公表について、保護者の意識を尊重して、公開する内容は次のとおりといたしたい。

事案の概要として、事案概要、保護者要望の内容、諮問書の調査審議の範囲、それと経過を記載し、報告書の内容として、いじめの部分の認定、学校及び教育委員会の対応について、第三者委員会からの指摘事項、再発防止のための措置について、第三者委員会からの提言事項としている。

最後に、今後の方向性について、第三者委員会からの5つの提言項目と既に取り組んでいる内容、これから取り組んでいく内容にまとめている。

まず、1の実効性のあるアンケートを検討することについては、常に無記名のアンケートの実施等、より児童生徒が訴えやすいような工夫を行っているが、これからの取り組みとして、学校安心ルールに基づいた個人の尊厳を第一に考えた助言なり指導を行っていく。また、アンケートにより潜在的ないじめ件数を把握して、実際の認知件数との差異が小さくなるよう、いじめの積極的な認知をさらに進めることとしている。

2の教員によるスクールカウンセラーの活用としては、既にスクールカウンセラーの緊

急派遣、あるいは昨年度から実施しているこどもサポートネット事業において、7つのモデル区で支援体制を構築しているが、スクールカウンセラーの緊急派遣がスムーズに行えるよう、こども相談センターとの連携を図り、定期的な打ち合わせを実施していきたい。

3の学校や学級の雰囲気に応じた集団づくり、個別支援については、平成29年5月より大型連休明けの月曜日をいじめについて考える日と設定して、全校でいじめ問題についてのスローガンを決定して、意識の向上を図っている。いじめについて考える取り組みについては、各校の取り組み内容を調査し、全校への周知も行っている。

また、昨年度よりSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した教育相談窓口を試行実施して、本年度より週1回の窓口の定期開設を実施している。さらに、子供たちが不安の多い時期である5月の大型連休、夏季休業あるいは冬季休業明けの1週間も開設することとしている。

4のチーム学校によるいじめ対応の必要性については、平成25年度からの第三者専門家チーム等の事業を実施してきたが、学校でいじめ事案が発生した際には、いじめ対策委員会の組織的対応を徹底させるとともに、委員会のメンバーに必ずスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカー、SSWを加えるように指導していきたい。また、今年度から大阪市版スクールロイヤー事業において、専門家の支援がより有効に使えるように事業を構築している。

5のいじめを予防できる学校については、これは1から4の取り組みを着実に実践することに加え、いじめ問題に対する校内情報共有会議を定期開催することを通知している。さらに、校内情報共有会議の開催記録を保存させ、教育委員会において適宜点検を行うこととしたい。

本事案に係る調査報告書において、第三者委員会から学校及び教育委員会の対応が不十分であったことの指摘、あるいは再発防止にわたる提言をいただいている。教育委員会事務局として、これらの指摘や提言を真摯に受けとめ、再発防止に向けた取り組みを進めてまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【山本教育長】 第三者委員会規則というのは教育委員会規則ですか。

【水口指導部長】 市長と教育委員会の共同設置になっておりますので、教育委員会と市長部局とそれぞれが同じ規則を持っております。

【異委員】 いじめ対策委員会会議での報告件数からいじめ対策チームの派遣状況についてですけれども、例えば小学校が11校から1校になっていて、これが少ないから良い、多いから良いというわけではないと思うのですけれども、この目的としては解決が難しい事案について早期解決を図っているということで、いじめ事案というのはどれも早期解決を願うわけなのですけれども、上げる基準はどうなっているのかということと、その基準は誰が決めるのですか。

【渡瀬学校教育推進担当部長】 いじめ対策委員会にはそれぞれの機関で持っている情報が全て上がってきますので、その中で専門家の意見を参考にして、これはいじめ対策チームに派遣すべきだと会議の中で合意の上で決めるようにしています。

【異委員】 実際対策チームのところへ上げたら早期解決を専門的にということなのですけれども、もう少し頼むというか、もう少しお願いしてもいいのかなという気は件数だけ見て思うのですけれども。

【水口指導部長】 補足をさせてもらいますと、いじめ対策委員会の中でさまざまな事案が上がってきたときに、そこに専門家の方がいらっしゃるので、そこでさまざまな御示唆をいただいて、それをもとに学校のほうにも伝え問題解決を図れるというケースもございます。それがなかなか上手くいかないなというときには、直接専門家が入って指導していくというような流れが必要であったのがこの数というイメージをしていただけだと思います。

報告第16号「平成30年度争訟事務の委任に関する報告について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、争訟事務委任規則第1条の規定により、教育長に委任された争訟に関する事務について、同規則第2条により前年度における事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告するものである。

例年、この時期に前年度末の状況を報告している。本日報告するのは、裁判と人事委員会の審査合わせて4件であり、内訳は、裁決が出たものが1件、継続しているものが3件である。

まず、裁判所関係について、本件は継続しているものであり、平成26年7月に市立特別支援学校の教諭であった者に対し、指導改善研修、いわゆるステップアップ研修の実施を決定したことについて、本件決定の取り消しと損害賠償を求めて訴訟が提起されたもので

ある。地裁では原告の請求棄却の判決が言い渡されている。この件について、4月24日に原告の控訴を棄却する高裁判決が言い渡された。しかし、原告が最高裁に上告したため継続しているところである。

次に、人事委員会関係のうち、判決が出たものである。本件は、市立特別支援学校の学校事務職員4名に対し、時間外勤務等命令簿に機械警備のセット時刻より後の時刻を記載するなどの不適正な記載を行ったとして、平成24年8月に減給の懲戒処分を行ったところ、その処分の取り消しを求めて審査請求したものである。判決では4名中2名については、不適正な記載の中に1分の遅れが含まれており、処分が重過ぎるとの判断により減給三月を減給一月に、減給一月を戒告に修正する一方で、残り2名については原処分を承認する判決があった。

続いて、市立中学校教諭に対し卒業式の国歌斉唱時において、起立により斉唱しなかったとして懲戒処分を行ったところ、処分の取り消しを求めて審査請求したものである。

次に、市立中学校教諭に対しステップアップ研修で改善が見られなかったとして、分限免職処分を行ったところ、処分の取り消しを求めて審査請求したものであり、いずれも審査中である。報告は以上である。

協議題第20号「大学連携における教育センターの機能強化について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

大学連携の現状について、平成30年2月に大阪教育大学と子供の未来を開く大阪市と大阪教育大学との包括連携を締結し、子供の貧困対策にかかる連携など、学生を派遣してもらい、本市に関しては教員の採用試験でボランティアの加点をするなどの取組をしている。

包括連携に基づき、大阪市と大阪教育大学の連合教職大学院で、「大阪市教員養成協働研究講座」という講座を設置し、そこに大阪市からも教員経験者を特任教授として派遣して、現職教員の大学院での育成や、大阪市にできるだけ優秀な教員に来てもらうために、大学院生の実習校に大阪市の現場を提供するほか、大学と連携した教員研修、開発、企画を行っている。

そのような中で、さらなる連携を深めるため、大阪教育大学と連携推進会議を持っており、その中でもこれから大阪市に必要とされる教育センターの機能、大学としても実際に教員養成系の大学へ入ったけれども、教員にならない学生が増えているといった課題もあるので、同じ敷地の中で教育センターと大学院を運営し、相乗効果を発揮できないかとい

う議論があった。

まだ構想段階であるが、教育委員会会議でご意見をいただき、方向性を確認したいと考えている。

現在の教育センターについては、研修機能として、研修室があり、各教科、家庭科室や理科室など、学校を再現したような形での研修室を持っている。そこで教科指導の研修、それから法定研修などを中心に行っている。

それに対して研究機能があり、6階に図書室もあるなど、様々な研究を行っており、過去には研究官という職もあったが、現在では大阪府からの定数削減でなくなり、研究機能としては非常に弱い状況ある。

そういった中で大阪市の課題としては、学校も小規模化するなか、参加して学習する機能が非常に弱く、教員がよりどころにするような研究、実践などが非常に弱くなっており、教育センターにそういった授業研究や、課題に対する研究、今問題となっている子どもの貧困や、外国にルーツを持つ子どもへの支援などが研究テーマとして必要となっている。

また新たにAIを活用したシステムの開発など、非常に専門的な、これまでの教育の内容とは違う自前ではできないような研究なども、シンクタンク機能として求められている。

それらに対応するために、教育センターを新しくし、機能を強化していきたいという考えがあった。

それを実現していくに当たり、現在進めている大教大との連携を更に発展させて、大阪教育大学の天王寺キャンパスの敷地に新しい教育センターを合同で設置することを計画している。従来の研修機能に加え、研究機能、教員研修、人材育成に加えてシンクタンク、それから連携、交流、チャレンジ機能といったところも民間の力も入れた形で新しい大阪市総合教育センターを建てたいと考えている。

大学に設置することで、研修の部分では、大学と共同開発による研修、それから免許更新講習も、この教育センターで受けることができるといったこともメリットとしてあると考えている。

新たな教育センターの機能について、研究機能、AI、ビッグデータ、授業研究、教材開発、それから分析機能としていろいろビッグデータを研究しているところもあるので、民間の力も活用しながら、そういう機能を持たせることで、教育課題の対応、人材開発、ネットワークづくりの受け皿にしていくことを検討しており、主には様々な研究のための事務所や研究のスペース、同じ建物内の連合教職大学院との共同研究といった機能を考え

ている。

また、今後の教育委員会事務局の4ブロック化も視野に、実践研究や研修を行う地域拠点として4つのラボを設け、それぞれの課題を入れて、実践の場にしていくことを考えている。

この4ブロックは、教科書採択の4採択地区に、学校の跡地等も活用して設置していきたいと考えている。教育センターは、大阪市内に1つなので、OJTではなくて学校を離れて行くような形になっているが、4つのラボは、できるだけ現場に近いところで行きやすいような形をとることで、研修の活性化にもつなげたいと考えている。

現時点のスケジュールについて、教育委員会と大教大とで持っている教育センターなどを検討する連携推進会議の下に教育センター部会と新高校の教育課程を考える部分があり、その教育センター部会が先日行われ、年内にどういう教育センターにしていくかというところの基本協定を結びたいと考えている。その上で、基本設計、実施設計と進めていきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 4つの実践研究、研修ラボというのがありますが、これは4カ所にそれぞれ置くということですか。

【川本政策推進担当部長】 はい、そうです。

【森末委員】 その4カ所で一つ一つやっている内容が違うということですか。

【川本政策推進担当部長】 基本の研修は一緒です。そこに一つ一つ課題を与えたらどうかということを検討しています。

【森末委員】 近いところで研修をして、1日休まなくても良いようにしながら、それぞれ特色持たせて集中的にやるということですか。

【川本政策推進担当部長】 そういうことです。

【平井委員】 現職の教員に対するバックアップ体制としては良いと思います。大阪市の場合は小中学校の数が多く、学級担任のあり方の見直し、例えば、英語が今度小学校に入ってくるので、その部分で教師の数が足りないから中学校と連携しましょうとか、長時間労働是正に向けて、教科担当制などのしくみづくりを深めましょうとかいった進め方が必要かと思います。同時に、現在の教育委員会事務局が考える、どういう教師をとりたいたのかというようなことをきちっと大学側に伝えていく必要があると思います。市教育委員

会事務局が現在考えている3～5年後のビジョンというものを十分に落とし込まれて、議論を重ねられたほうが良いと思います。

多文化共生という視点も重要です。インバウンドでアジア方面から益々多くの方が来日するのは自明ですから、多文化共生のスピリッツの育成という点でより多くの大学と連携されることがバリューを生み出すのではないのでしょうか。

インクルーシブについては、先ほど、学校にいじめ事案の対応について周知徹底するということでしたが、即日対応が基本ですよね。いじめの場合は大きな問題に発展する可能性もあるので、なるべく多くの事例を大学の専門家と共有したほうがよいのではないかと思います。

議案第45号「職員の人事について」を上程

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、わいせつ行為による懲戒処分に関する案件である。

被処分者は生野区の中学校講師である。処分内容については、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号による懲戒処分として、免職とする。

本件概要について、当該講師は、電車内において、当該講師の前に立っていた中学生くらいの女性の臀部を右手の甲で数回触り、その後、別の走行中の電車内において、別の中学生くらいの女性に対して同様の行為を行っている。当該講師はその際、鉄道警察隊に取り押さえられ、取り調べで痴漢行為を認めている。

鉄道警察隊から本事案の説明を受けた同校教頭が当該講師の身柄を引き取った際、鉄道警察隊から被害者が特定できていないために逮捕ではなく警告であり、中学校の講師としてあるまじき行為であるので、厳しく対処してほしいという要望を受けている。

なお、その後の教育委員会事務局の事実確認の際には、痴漢行為をしたこと、平成27年にも女子高校生に痴漢行為を行い、罰金を支払ったこと、その後しばらくは同様の行為は行っていなかったが、ことし2月ごろから繰り返し痴漢行為を行っていたことを述べている。また、その対象者には中学生を含んでいることを述べている。

処分量定について、本議案は、大阪市職員基本条例第28条、別表第71号、公共の場所もしくは公共の乗り物において、人を著しく羞恥させ、もしくは人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること、またはストーカー行為をすること、懲戒処分の種類として免職または停職に該当する。また、当該講師は本事案の聞き取りの際、本事案のほかにも18

歳未満の者を含む自分より若い年齢の女性を対象に痴漢行為を繰り返していることを述べている。これは、同別表73項にも該当する極めて悪質な行為であるので、免職が相当であると考えられる。本日承認いただければ、明日29日に処分発令を行いたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第46号「職員の人事について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は事務局職員について懲戒処分を行うものである。

事実の概要について、被処分者は、平成29年9月から31年3月にかけて、私金である親睦会費を適切に管理せず、一部を亡失し、一部を横領したものである。

処分の内容については、職員基本条例、別表第63項では、横領を行うことについては免職または停職とされている。なお、私金の亡失については処分の対象となっていない。

処分量定の考え方としては、被処分者が会計担当として管理する会費の硬貨を自身の財布に入れ、自身がもともと持っていた硬貨との区別がつかないまま私用の買い物をしてきたことは、自己の管理する他人の所有物を不法に自己のものとして利用できる状態に置き、かつ利用したことが認められることから、横領に該当すると考える。

本市における親睦会費の横領に関する先行事例としては、他局の職員が親睦会費を使い込んだ後、職場に無断で8日間欠勤した上で、使い込みの事実を隠して退職を申し出たことに対し、停職1年の懲戒処分としたものがある。この事例については、横領と無断欠勤という2つの非違行為が重複し、かつ横領の事実を隠したまま退職しようとしたという悪質さを加重した結果、停職1年となったものである。

なお、同じ第63項にある窃盗について、1,000円未満の万引き等は停職一月をベースとして量定を検討しているもののようである。

当該事案については、明白な非違行為は硬貨の横領であり、それ以外に重複する非違行為がないことから、停職一月を基準とし、被処分者はこれまで保育料の滞納により減給一月の処分を受けたという加重要素がある一方で、当該事案を自ら申し出たことや退職手当により亡失額も含めた全額を弁済する意思を誓約書で示しているといった低減要素があることから、停職一月が相当であると考えられる。

本日承認いただければ、明日29日付で懲戒処分を行うとともに、同日付での退職を承認

したいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
